関東管区警察学校庶務部会計課

少額調達案件の見積依頼（オープンカウンター方式）について（共通事項）

下記のとおり見積もりを依頼します。
期日までに提出された有効な見積書のうち、最高価格（消費税込み）を提示された事業者を契約の相手方とします。
参加を希望される場合は、以下の留意事項を熟読のうえ、下記の連絡先にご連絡下さい。

1　調達案件名　　使用済車両売払
2　仕様等　　別紙仕様書のとおり
3　見積書提出期限　令和８年12月４日（金）　16時00分

〈留意事項〉
1　見積合わせに参加する者に必要な資格等
（１）予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。
　なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別な理由がある場合に該当する。
（２）予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
（３）契約担当官等から取引停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
（４）警察当局から、暴力団又は暴力団員が実質的に経営を支配する事業者又はこれに準ずる者として、国発注業務等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

2　仕様書に関する問い合わせ先及び見積書の提出先
　関東管区警察学校庶務部会計課調達係
　〒１８７－８５８０　東京都小平市喜平町２－５－１
　電話番号　０４２－３２１－３４４８（直通）
　ｍａｉｌ　kanto.RPS.tyoutatsu@npa.go.jp
　※参加を希望する場合及び問い合わせをする場合は、「○○の見積依頼の件」とお伝え下さい。
　※直接来庁される場合は、事前に来庁日時を連絡していただいた後、来庁いただくようお願いします。
　※見積書は、持参、郵送、メールを問わず、締切日時を必着とし、郵送される場合は必ず封筒の表に「○○の見積書在中」と記載して下さい。

3　契約の相手方及び契約金額について
　提出された有効な見積書の内、最高価格（消費税込み）を提示された事業者を契約相手方とします。
　見積額は、各案件において特段の指示のない場合、当該案件の履行に要する一切の費用を含んだ総価（消費税込み）を記載して下さい。
　契約金額は、原則として、見積書に記載されている金額（消費税込み）となります。

4　見積り合わせの結果について
　契約の相手方と決定した事業者には関東管区警察学校庶務部会計課から連絡します。
　見積書を提出された事業者の方は、見積書提出期日後、上記２に問い合わせていただければ決定業者及び金額についてお伝えします。

5　契約書等作成の要否について
　会計法令等の規定に基づき、契約金額に応じ、契約書又は請書を作成していただきます。（契約金額によっては作成を省略する場合があります。）

6　その他

（1）見積書作成に要する費用等は参加者の負担とします。

（2）上記３において、同価の見積りが２者以上ある場合は、予算決算及び会計令第83条の規定の例に倣い、「くじ引き」を実施します。

（3）参加者不在の場合は、別途選定した者へ見積りを依頼し、随意契約の協議を行うことができるものとします。

（4）契約担当官等の都合により調達を中止する場合があります。

【見積書必須事項】

※様式は問いません。

見　積　書

作成日の記載

令和　＊＊　年　＊＊　月　＊＊　日

宛名は、下記のとおり
（課名等の記載は不要。）

関東管区警察学校　御中

〇〇〇〇株式会社

代表者の役職・氏名を記載。
代表者印の押印。

※ただし、代表社印は、担当者の氏名・連絡先の記載があれば省略することが出来る。

代表取締役　〇　〇　〇　〇　代表取締役之印

東京都小平市〇〇町１－２－３

TEL　123－1234－1234

担当　〇　〇　〇　〇

TEL　123－1234－1234

品名	規格	数量	単価	金額
小　計				
円未満切捨て　消費税				
合　計				

※消費税は、円未満 切捨て でお願いします。

仕　様　書

1　契約件名　　使用済車両売払

2　売払物品　　使用済車両（四輪車）　１台
日産セドリック　型式：E-YPY31

3　納付期限　　「歳入徴収官　関東管区警察学校長」
の発行する納入告知書による納付期限内とする。

4　引渡場所　　東京都小平市喜平町２丁目５番１号　関東管区警察学校敷地内

5　引渡時期　　代金の納入後から令和９年２月26日（金）までの間

6　引渡条件等
買受人は、指定された納入告知書により、納付期日内に代金を支払うものとする。
なお、売払車両の引渡しについては売払代金の納付確認後に行うため、買受人は納付が確認できる領収証書の写しを関東管区警察学校へ提出すること。
また、売払車両については、不用品を売却するものであるが、解体（外装の部品取り不可）、 滅失を前提にするものであり、再登録し車両として再利用するためのものでない。

7　引渡・処分作業
(1)　「使用済自動車の再資源化等に関する法律」（平成14年法律第87号。以下「法」という。） に基づき適法に処分すること。
※　法に基づく引取業者及びフロン類回収業者の登録を受けており、かつ、解体業・破砕業の許可を受けている者であること。
(2)　買受人は、法に基づき、契約書に定める履行期限内に売払車両の引取り及び解体・破砕等作業を実施するほか、必要な機材、作業車などは、買受人が用意する。
なお、解体・破砕等作業にあたり、関東管区警察学校職員が立会を行う場合には、これに応じなければならない。
(3)　買受人は引渡作業に際し関東管区警察学校職員の立会を受け、その指示に従うものとする。
(4)　買受人は法令に基づいた処理を行うとともに、引渡作業中の事故等に十分注意すること。万一、引渡作業により発生した損害については、買受人が賠償の責任を負うものとする。
(5)　買受人は、売払車両の引渡しの段階で、受領書を関東管区警察学校に提出する。
なお、売払車両の所有権は、すべての書類提出が完了するまで関東管区警察学校に留保する。
(6)　解体・破砕等処理施設は、東京都、埼玉県、千葉県又は神奈川県に所在すること。
(7)　買受人は、解体・破砕等の状態がわかるようにスクラップ等作業前、作業中および作業後の状態の写真を提出する。
(8)　解体後、車両の引渡日、車台番号、リサイクル券番号（移動報告番号）及び解体日を記載した解体通知書（任意書式）を提出すること。

8　転売の禁止事項
買受人は、売払車両について、外観から警察車両と判別が可能な車両本体及び各種外

装部品は微細化、圧縮又は溶解して金属材料とする以外は一切転売してはならない。
当該部品が一般市場に流通した場合（未遂を含む。）は、契約担当官は、買受人に対し損害賠償を請求する。

9　その他

本仕様書に定めのない事項で疑義が生じたときは、担当職員と協議し、その指示によること。